2024年1月11日

各位

株式会社北國フィナンシャルホールディングス 株式会社北國銀行

## 「令和6年能登半島地震」の影響により借入金の返済が 困難になった個人のお客さまへ

このたびの「令和 6 年能登半島地震」により、被害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

「令和6年能登半島地震」で被害に遭われた個人のお客さまにつきましては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用が可能となりました。

当社でもご相談を受付けておりますので、ご相談窓口までお電話ください。

記

## 1.「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

地震の影響で住宅ローンなどの返済が困難となったお客さまが、本ガイドラインを利用することで、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務の免除や減額を受けることができる場合があります。

「自然災害による被害者の債務整理に関するガイドライン」について、詳しくはこちらをご確認ください。

● 一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関 HP (https://www.dgl.or.jp/)

## 2. ご相談窓口

当社でもご相談を受付けておりますので、ご相談窓口までお電話ください。

	電話番号	受付時間
電話相談窓口	0120-396-647	9;00~17:00 (土日対応)

以上